

滋賀県警察子どもたちを守るＩＴリテラシー向上コンテンツ作成業務 プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

滋賀県警察子どもたちを守るＩＴリテラシー向上コンテンツ作成業務

(2) 事業の目的および内容

小・中学校における携帯電話機の普及が進みインターネットの活用が進む一方で、依然として、インターネットやＳＮＳを通じて子どもが犯罪に巻き込まれるケース、闇バイト等の犯罪行為に加担するケース、ＳＮＳでの仲間はずれやいじめ、ゲームへ的高額課金等の様々なトラブルが発生しており、こうした犯罪やトラブルから子どもたちを守るためには、子どもたちのＩＴリテラシーの向上は不可欠である。

子どもを対象としたＩＴリテラシーに関する動画教材は多く存在するものの、県内の小・中学校等からサイバー犯罪防止教室の実施依頼を受ける際、「既存のネットリテラシーに関する教材ではなく、危険性をより現実に近いかたちで子どもたちに伝えてもらいたい」と要望されることが多く、依頼に応じて、サイバー犯罪対策課の担当者において教材（パワーポイントスライド）を作成し防犯教室を実施している状況である。

県警では「誰も取り残さない」サイバーセキュリティ戦略を実施しており、県内の小・中学校等で実施しているサイバー犯罪防止教室の学習教材におけるＩＴリテラシー向上に関する個々のテーマは、数年前と大きく変わりはないことから、主要なテーマについてコンテンツ化し、関係機関において広く活用を促すことで、子どもたちが安全にインターネットを利用できるよう継続的にＩＴリテラシー向上を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

2 予定価格

2,079,000 円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加者

公募による

4 参加資格

以下の(1)から(4)すべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

ア 営業種目

次のいずれかが営業種目に登録されていること。

大分類：役務 中分類：映像・音声情報製作

大分類：役務 中分類：デザイン

イ 地域ブロック

県内事業者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

5 説明会

開催しない

6 質問および回答の方法等

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問は受け付けないので注意すること。

(1) 質問方法

電子メールにより、質問票(様式第1号)を用いて下記「11 担当部署」に提出すること。

電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

電子メールの表題は「【子どもたちを守るITリテラシー向上コンテンツ作成業務に係る質問】」とし、送信後は電話で電子メールの着信を確認すること。

(2) 質問期限

令和8年10月16日(金)午後1時まで

(3) 回答方法

質問受付期限までに提出された質問を全てまとめ、令和8年10月21日(水)を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県警ホームページにて質問および回答の内容を掲載する。

7 企画提案書の提出

参加者は、以下のとおり書類を作成し、提出すること。なお、一者につき一提案とする。

(1) 提出書類・提出部数

ア 企画提案書等提出書(様式第2号) 正本1部

イ 企画提案書 正本1部、副本7部

※表紙に、参加者の記名、押印が必要(押印は正本のみで可)

※副本7部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等参加者を特定できる表示をしないこと。

(ア) 形式

・企画提案書は、様式および枚数は任意とするが、言語は日本語とする。

・なお、企画提案書に加えてデモ動画を添えることも可能とし、このデモ動画の提出は1部とする。

(イ) 内容

以下の内容について、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりや

すく記載すること。

①基本的な方針・考え方と企画提案の骨子

②実施体制

③コンセプト

動画の狙いや構成などアピールポイント等の説明について記載すること。

④絵コンテ

別添スライドおよびセリフ資料のシーンを含む動画のイメージが理解できる絵コンテやナレーション等について記載すること。

⑤実施スケジュール

仕様書に記載の納期を踏まえたスケジュールを作成すること。

イ 見積書（様式自由）…正本1部、副本7部

（ア）形式

- ・ A4サイズ、縦仕様
- ・ 枚数は制限しない。

（イ）作成上の留意事項

- ・ 仕様書に掲げる業務について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
- ・ 消費税および地方消費税（10%）を含み、税額を明示すること。

ウ 社会政策面での取組関係資料（8(4)に記載の登録や認証を受けている場合） 各1部

- ・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ・ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
 - ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
 - ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
 - ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
 - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ・ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し
- ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
- ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタ

ンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出場所

滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課対策係 大津市打出浜 1 番 10 号

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 26 日(月)午後 5 時まで (必着)

(4) 提出方法

(2)に示す場所に、持参または簡易書留郵送により提出すること。

持参する場合の受付時間は、平日 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

郵送の場合は、その旨を必ず 11 に示す場所まで連絡すること。

8 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査概要

提出された企画提案書および参加者によるプレゼンテーションの審査を行う。

(2) 審査会

当課および関係所属の委員 8 名をもって設置する。

(3) 審査会・プレゼンテーションの日時等

ア 開催日時 令和 8 年 10 月 28 日(水)午後 1 時 30 分～

※詳細な時間・場所等については、参加者に別途連絡する。

※本業務の主たる業務担当者がプレゼンテーションに出席すること。

イ 開催場所 滋賀県警察本部 4 階 生活安全部会議室

ウ 実施方法 参加者は事前に提出した企画提案書等を用いて、プレゼンテーションを行う。一者あたりのプレゼンテーションの時間は 30 分程度(説明 20 分、質疑応答 10 分)を予定する。※出席人数は一者あたり 3 名までとする。

エ 詳細な日時は企画提案者に別途通知する。また、場合により、プレゼンテーションを中止またはその内容を変更することがある。

(4) 評価項目、評価点等

次表のとおりとする。

評価項目	着眼点（採点基準）	評価点
○ 企画力	・当事業の目的を的確に理解し、提案内容に反映できているか。 特に優れている …15点 優れている …12点 普通 …8点 優れていない …4点	15点
○ 表現力	・子供たちの理解力に配慮した伝え方を工夫しているか。 ・対象の年齢に応じた言葉、説明になっているか。 特に優れている …15点 優れている …12点 普通 …8点 優れていない …4点	15点

○ 構成力	・児童・生徒が自ら考え、判断し、適切な行動につながる構成か。 特に優れている …15点 優れている …12点 普通 …8点 優れていない …4点	15点
○ 訴求力	・演出、効果音等を効率的に活用し、興味をもって学習できるか。 特に優れている …15点 優れている …12点 普通 …8点 優れていない …4点	15点
○ 視認性	・教育教材として十分な品質および統一感が期待できるか。 ・字幕、配色、文字の読みやすさ等について多様な児童・生徒が利用することへの配慮があるか。 特に優れている …15点 優れている …12点 普通 …8点 優れていない …4点	15点
○ 計画力	・仕様書に示す納期に合わせ、県と十分に協議を行って制作できるスケジュールとなっているか。 特に優れている …4点 優れている …3点 普通 …2点 優れていない …1点	4点
○ 体制・連携	・仕様書に示す納期に合わせ、県と十分に協議を行って制作できるスケジュールとなっているか。 特に優れている …5点 優れている …3点 普通 …2点 優れていない …1点	5点
○ 経済性	業務内容に合った経費が見積もられているか。 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満 …10点 予定価格の80%以上85%未満 …8点 予定価格の85%以上90%未満 …6点 予定価格の90%以上95%未満 …4点 予定価格の95%以上 …1点	10点
○ 滋賀県内に本店を有する事業者であるか。		1点
○ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。 または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1点
○ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1点

○ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1 点
○ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
○ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年 9 月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1 点
合 計	100点

(5) 契約予定者の決定方法

審査員の採点を集計し、見積価格が予定価格の制限の範囲内であった者のうちで、評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

(6) 審査結果の通知

審査会の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

(7) 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、委託する業務の詳細な内容について、滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課と協議を行った上で、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続を行う場合がある。

9 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

- (4) 企画提案を採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

11 担当部署

〒520－8501 滋賀県大津市打出浜 1 番10号

滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課対策係

TEL：077-522-1231 ／ FAX：077-525-7577 ／ E-mail：spc110@police.pref.shiga.jp